

第4節 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、市町村が実施主体として行う「地域子ども・子育て支援事業」が「子ども・子育て支援法」に定められました。

県は、各市町村が子ども・子育て支援事業計画に従い、「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施できるよう、市町村に対して必要な支援を行います。

ア 放課後児童クラブ

利用対象年齢が小学校3年生から小学校6年生まで拡大することなどにより、放課後児童クラブ利用希望児童の増加が見込まれるため、市町村が行う放課後児童クラブの整備に対する支援を行います。

特に、子どもの小学校入学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」を打破するため、市町村と連携して、下の表のとおり、平成31年度までに需給ギャップの解消を目指します。

そのため、県単独事業として、国庫補助対象とならない小規模クラブの運営や施設整備について支援を行うほか、障がい児等が利用しやすくなるよう、障がい児受入加算による運営支援を実施します。

(単位:人)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	26,476	26,244	25,980	25,644	25,184
確保方策	B	23,986	24,467	24,791	25,020	25,184
過不足	C=B-A	▲ 2,490	▲ 1,777	▲ 1,189	▲ 624	0

市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を集計による(以下、同じ)

イ 延長保育事業

就業時間の多様化により、通常の利用時間を越えた保育需要は高まっており、引き続き、これら要望に応えていくことが求められています。

現状では、下の表のとおり、量の見込みに対して確保方策は充足する見通しとなっていますが、今後、女性の社会進出とともに、休日保育等を含め、更なる保育時間の延長や実施保育所の増加が求められることが予想されるため、市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取り組みを支援していきます。

(単位:人)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	16,795	16,678	16,517	16,378	16,258
確保方策	B	16,795	16,678	16,517	16,378	16,258
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

ウ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

核家族化が進み、地域の関係も希薄化している中、保育所を利用していない家族にとって、緊急一時的に家庭での保育が困難になった場合、乳幼児を預かってくれる施設の存在は重要です。

現状では、下の表のとおり、量の見込みに対して確保方策は充足する見通しとなっていますが、今後、より多くの施設等で受け入れが可能となるよう、市町村に対して実施を働きかけるとともに、これらの取り組みを支援していきます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	124,576	122,794	120,674	118,469	117,356
確保方策	B=C+D	124,576	122,794	120,674	118,469	117,356
一時預かり事業	C	110,862	109,141	107,197	105,143	103,976
ファミリーサポート事業	D	13,599	13,538	13,327	13,176	13,230
トワイライト事業 ※	E	115	115	150	150	150
過不足	F=B-A	0	0	0	0	0

※ トワイライト事業とは、保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合などに、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

エ 病児保育事業

子どもが病気であるが病状の急変が認められない場合（病児）や病気の回復期にあるが集団保育が困難な場合（病後児）、働く保護者にとっては子どもをどうするかは大きな悩みであり、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を実施することは大変重要です。

下の表のとおり、病児保育事業の利用を希望しながら、近隣に適切な施設がない等により、実際には利用できない方等が多く存在することが見込まれることから、これらの不足分については、平成31年度までの解消に向けて、市町村に働きかけるとともに、より多くの施設が取り組めるよう支援していきます。

そのため、県単独事業で、国庫補助対象とならない小規模な事業実施に係る運営費や備品購入費の助成を行うとともに、その地域の実情に合った事業の実施方法等について、市町村に対してきめ細かく助言等を行います。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	15,418	15,301	15,249	15,214	15,405
確保方策	B=C+D	14,176	14,546	15,085	15,175	15,405
病児保育事業	C	13,053	13,420	13,876	13,968	14,175
ファミリーサポート事業	D	1,123	1,126	1,209	1,207	1,230
過不足	E=B-A	▲ 1,242	▲ 755	▲ 164	▲ 39	0

オ ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

地域において子どもの預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を支援していきます。

就学児については、下の表のとおり、事業の利用を希望しながら、居住市町村で事業を行っていないかったり、実施していても預かり会員が不足していて、実際には利用できない方等が存在することが見込まれることから、未実施市町村に事業の実施を働きかけるほか、広域連携による事業の実施や預かり会員を増やすための助言を行うなど、未就学児の利用促進を含めて事業の拡充を支援していきます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	26,621	26,109	25,760	25,645	25,195
確保方策	B	26,450	26,045	25,717	25,624	25,195
過不足	C=B-A	▲ 171	▲ 64	▲ 43	▲ 21	0

（注）就学前児童の利用については、一時預かり事業・病児保育事業等、目的別に集計しているため、ファミリー・サポート・センター事業としては集計していない。

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等に短期間入所させる本事業は、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る取り組みとして重要です。

下の表のとおり一定のニーズがあり、供給側が不足していることから、市町村や受け皿となる施設に事業の積極的な取り組みについて働きかけていきます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	1,316	1,308	1,288	1,273	1,262
確保方策	B	1,126	1,219	1,288	1,273	1,262
過不足	C=B-A	▲ 190	▲ 89	0	0	0

キ 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者の相互交流等を促進する地域子育て支援センターの設置を促し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図りながら、子育ての不安感等を緩和することにより、子どもの健やかな育ちを支援します。

このため、市町村に対して、計画的な施設整備についての働きかけを行い、さらなる地域子育て支援センターの設置を進めます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策		222	222	224	225	226